

平成31年度倉敷市臨時職員（土木技術補助・随時募集）採用登録試験受験案内

平成31年4月22日
倉敷市総務部人事課

□ 受付期間 平成31年4月22日（月）～平成31年7月31日（水）
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）

倉敷市では、本庁・各支所等において、土木技術職員の補助に従事する臨時職員を次のとおり募集します。

この試験の合格者は、最終合格発表日から平成31年（2019年）9月30日までの間、臨時職員採用候補者名簿に登録され、登録期間中に臨時的任用の必要が生じ次第、随時採用されます。また、登録予定人員に達した場合は、その時点で受付を終了します。

1 募集職種・登録予定人員等

職種	登録予定人員	職務概要
土木技術補助	5名程度	市長部局等で土木技術職業業務（主に水路・道路等の設計・積算・施工管理）の補助業務等に従事します。

2 受験資格

学校教育法に基づく高等学校を卒業した人又は同等の資格のある人のうち、次の(1)(2)(3)のいずれかを満たす人が、この試験を受けることができます。年齢は問いません。

(1) CADによる土木工事の設計又は設計補助に携わった経験がある人（※）

(2) パソコンを使った土木工事の積算又は積算補助に携わった経験がある人（※）

(3) 土木工事の施工管理又は施工管理補助に携わった経験がある人（※）

(※) 経験とは、民間企業（自営業を含む。）又は団体等（官公庁、公社、公団、公益法人等を含む。）において携わったものが該当します。正規・非正規及び携わった期間は問いません。

※ 外国籍の人については、上記の受験資格に加えて次のいずれかに該当することが必要です。

- ・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者

※ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は、この試験に申し込むことはできません。法第16条の欠格条項は次のとおりです。

- ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・倉敷市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 受験申込及び試験方法

申込先 問合せ先	倉敷市総務部人事課（倉敷市役所本庁舎4階） 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 TEL（086）426-3141
提出書類及び 試験内容	受験申込書（市指定の様式）をご持参ください。 ※ご持参いただいた際に、1人30分程度の面接（個別の口述試験）を行いますので、ご持参前に必ず上記申込先にお問合せください。
受付期間	平成31年4月22日（月）～平成31年7月31日（水） ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。 受付時間：8時30分～16時00分（12時00分～13時00分を除く。）

この受験案内は全3ページです。乱丁・落丁があった場合、倉敷市総務部人事課（086-426-3141）までご連絡ください。

合否の通知	面接終了後、1週間以内に、申込書に記載された住所に、試験結果を合否に関わらず通知します。
-------	--

※ 申込上の注意事項

- ・受験申込書は、必ず**自書**してください。パソコン等にて記入したものは受理できませんのでご注意ください。
- ・受験申込書等の作成にあたっては、記入もれがないようご注意ください。
- ・提出された書類は返却できません。

4 受験申込書等の入手方法（電話、Eメールでの受験申込書等の送付請求はできません。）

インターネットで出力する場合	次のホームページアドレスにアクセスして注意事項に従い、受験案内及び受験申込書（表・裏）をA4用紙に印刷し、使用してください。 http://www.city.kurashiki.okayama.jp/jinji/
直接取りに行く場合	<配布場所> 市役所本庁舎1階総合案内・4階総務部人事課，児島・玉島・水島各支所の総務課，庄・茶屋町各支所の市民係，船穂支所市民税務係，真備支所市民課
郵便で入手する場合	①の封筒に②を入れて、前項記載の「申込先・問合せ先」まで郵送してください。人事課から、②の返信用封筒を使用して、受験申込書等を送付します。 ① 「申込書請求：臨時（土木補助）」と朱書き し、差出人を明記した封筒 ② 返信用封筒（長3形くたて23.5cm×よこ12.0cm） ※82円切手を貼付し、宛て先に、差出人の住所・氏名を明記してください。

5 採用及び任用形態等について

- (1) この試験の合格者は、合格者順に臨時職員採用候補者名簿に登録されます。
- (2) 臨時職員採用候補者名簿の有効期間は、最終合格発表日から平成31年（2019年）9月30日までです。
- (3) **この試験の合格者については、臨時的任用の必要が生じ次第、平成31年5月1日以降に随時採用されます。したがって、必ずしも平成31年5月1日に採用されるとは限りませんし、合格しても採用されない場合があります。**
- (4) 任用期間は、地方公務員法第22条第5項の規定により、原則として6か月以内です。ただし、平成32年（2020年）3月31日を限度に、更新される場合があります。
- (5) 任用期間中に配属先が変わる場合があります。

※この試験以外で倉敷市臨時職員として任用されている方が、この試験に合格して新たに任用される場合、地方公務員法第22条第5項の規定により12か月を超えて継続して任用することはできませんので、任用期間を終えて離職後1か月以上を経過しなければ任用されないことがあります。

6 身分及び賃金等

- (1) 身分 臨時職員
- (2) 勤務時間 原則として、8時30分～17時00分（休憩12時00分～13時00分）
- (3) 週休日等 週休日は、土曜日及び日曜日です。その他、祝日法の定める休日及び年末年始の休日があります（勤務部署によって、異なる場合があります。）。
- (4) 休暇 年次有給休暇、特別休暇（忌引休暇）があります。
- (5) 賃金等 日額6,810円
 - ・所得税，社会保険料等が賃金から控除されます。
 - ・賃金の支払日は、月末締め翌月11日です。
 - ・条件に応じて通勤費相当額が別途支給されます。その他の手当，退職金の支給はありません。

・昇給はありません。

- (6) 社会保険等 全国健康保険協会管掌健康保険，厚生年金保険，雇用保険が適用されます。
- (7) その他 地方公務員法に基づき，守秘義務や営利企業等の従事制限（兼業の禁止）等，地方公務員としての義務が課されることとなります。

7 申込先・問合せ先

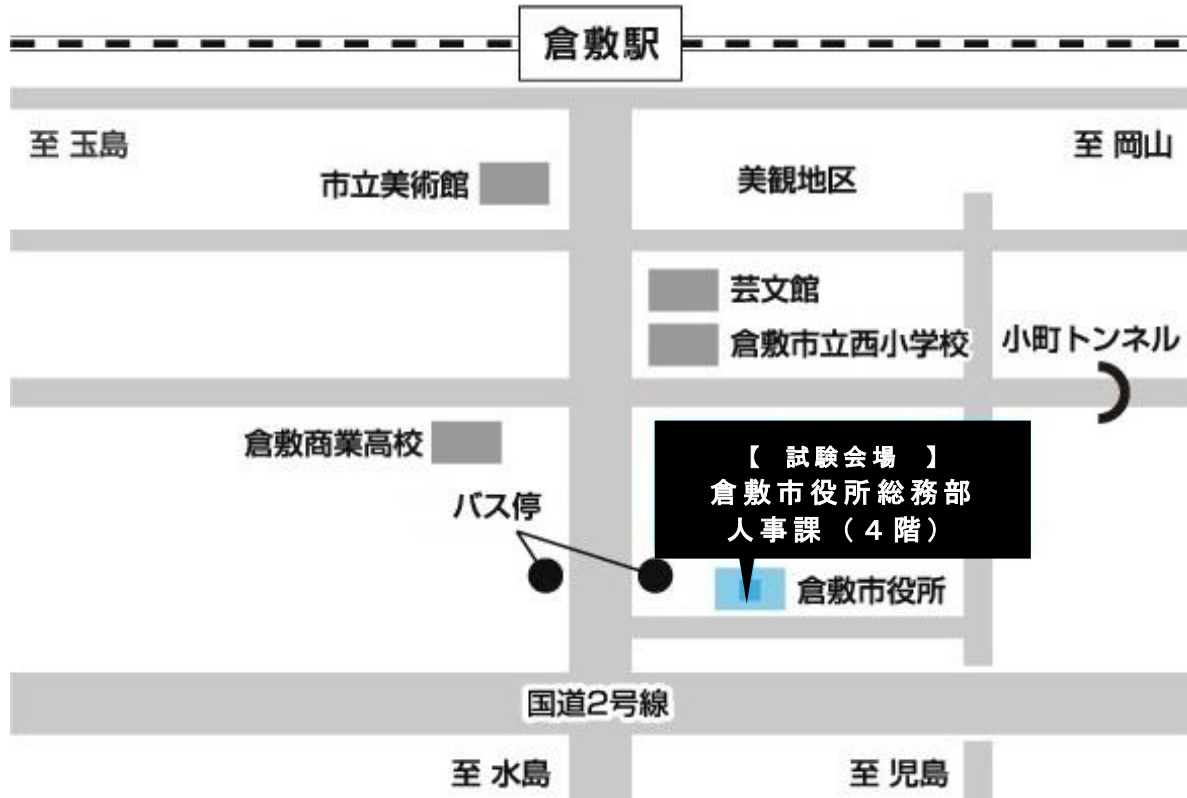
倉敷市役所総務部人事課

(倉敷市西中新田640番地)

徒歩・・・倉敷駅から約25分

バス・・・倉敷駅前バスセンターから両備バス，下電バスで倉敷市役所前の停留所で下車
駅からの所要時間約10分

自動車・・・市役所東側の市民駐車場へ駐車（満車の場合は屋内駐車場へ）



※ ポウリング場等受験者駐車場以外の場所には，車を駐車しないこと。